

令和8年3月25日

第 3 回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和8年3月25日(水) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員

(推進委員5名) 谷本委員
和田委員 森田委員
谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 大野委員
(推進委員3名) 高橋委員 三本委員 森光委員

5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和8年第3回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は2番 高橋委員、4番 三本委員、9番 森光委員、14番 大野委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は1番 津野委員、3番 宮田委員、よろしくお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	6番 森田委員 番号1について現地確認してきました。倉庫の方は、後ろの方はボロボロですが、倉庫自体は建っており非農地で問題ないです。もう一か所の方は、以前第3条の申請があった土地の隣の狭い土地で草も生えており、非農地で問題ありません。
審 議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんでしょうか。

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 説明の前に、番号2については農業委員会等に関する法律第31条に該当するため、先に番号1、番号3、番号4の説明をさせていただきます。 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1、番号3、番号4 について議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 補足説明をします。 番号1について、市内に在住している賃貸人から、市外に在住している賃借人に賃借権を設定するものです。賃借人はみょうがを作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間300日、農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、みょうがを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3について、市内に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買するものです。譲受人は柿を作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び夫がそれぞれ年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、柿を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号4について、市外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買するものです。譲受人は水稻、みょうが、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び子が年

	間300日、妻及び子の妻がそれぞれ年間240日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、野菜を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	古谷会長
	関係委員のご意見をお願いします。
意 見	6番 森田委員
	番号1について、みょうがを作られているところを借りて、続けてやりたいということで、ハウスが建っています。ハウスごと借りるそうで、問題ありません。
	8番 橋田委員
	番号3について、草の中ですが、申請地の手前に畑があり、えんどうとたまねぎを植えていました。申請地も完全に藪の中というわけではなく、草を刈ればすぐに行ける場所であり、問題ありません。
	6番 森田委員
	番号4について、譲渡人の親戚の方が転出しており、所有の土地を整理したいという事で、申請地の近所に住んでいる譲受人に購入して欲しいということで申請したそうです。管理はきちんとするという事で、問題ありません。
審 議	古谷会長
	他に何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1、番号3、番号4まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
意 見	古谷会長
	それでは番号2について審議を行いたいと思います。 （宮田委員退出）
議案説明	梅原局長
	【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号2 について

	議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 番号2について、市内に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買するものです。譲受人はぶどう、しいたけを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、ぶどう、しいたけを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	7番 和田委員 番号2について、一番左のハウスではしいたけを栽培していました。後の二棟のハウスではぶどうを栽培していました。周りにイノシシ避けの網などがきれいに囲っており、問題ありません。
審 議	古谷会長 他に何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号2についても許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。 （宮田委員入室）
議 長	古谷会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。

報告事項	梅原局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
報告事項	梅原局長 令和8年度農業委員会総会予定について説明 令和8年度活動目標について説明 徳永次長 活動記録簿の提出期限について通知
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時35分 その真正なることを証して署名する。 議 長 古谷武徳 1 番 津野真哉 3 番 宮田志野